医師確保対策室規則の一部を改正する規則・規程をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也 岩手県医療局長 田 村 均 次

岩 手 県 規 則 岩手県医療局管理規程^{第1号}

医師確保対策室規則の一部を改正する規則・規程

手 県 規 則 第1号)の一部を次のように改正する。 医師確保対策室規則(平成18年

改正前

医師確保対策室規則

(目的)

第1条 この規則・規程は、岩手県知事部局行政組織規則(平 成13年岩手県規則第46号。以下「組織規則」という。) 及び 岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64 号。以下「委任代決専決規則」という。)並びに医療局組織 規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規 程」という。)、医療局職員の職の設置に関する規程(昭和 35年岩手県医療局管理規程第7号)及び医療局代決専決規程 (昭和35年岩手県医療局管理規程第6号。以下「代決専決規 程」という。) に定めるもののほか、医師確保対策室の設置 並びに医師確保対策室における事務処理の代決及び専決に関

(設置)

第2条 岩手県における医師確保の業務を推進するため、組織 規則に定める本庁の保健福祉部及び組織規程に定める本庁に 、知事部局及び医療局が共管する組織として、医師確保対策 室を置く。

(分掌事務)

- 第3条 医師確保対策室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 医師確保対策に関すること。

し必要な事項を定めることを目的とする。

(室長)

第4条 医師確保対策室に室長を置く。

2 「略]

(医師確保対策監)

- 第5条 医師確保対策室に医師確保対策監を置く。
- 2 医師確保対策監は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監 督し、室の事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき 、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代|

医師支援推進室規則

(目的)

第1条 この規則・規程は、岩手県知事部局行政組織規則(平 成13年岩手県規則第46号。以下「組織規則」という。)及び 岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64 号。以下「委任代決専決規則」という。)並びに医療局組織 規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規 程」という。)、医療局職員の職の設置に関する規程(昭和 35年岩手県医療局管理規程第7号)及び医療局代決専決規程 (昭和35年岩手県医療局管理規程第6号。以下「代決専決規 程」という。) に定めるもののほか、医師支援推進室の設置 並びに医師支援推進室における事務処理の代決及び専決に関 し必要な事項を定めることを目的とする。

改正後

(設置)

第2条 岩手県における医師の支援及び確保に係る業務を推進 するため、組織規則に定める本庁の保健福祉部及び組織規程 に定める本庁に、知事部局及び医療局が共管する組織として 、医師支援推進室を置く。

(分掌事務)

- 第3条 医師支援推進室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 医師の支援及び確保対策に関すること(他の室又は課 の主管に属するものを除く。)。

(室長)

- 第4条 医師支援推進室に室長を置く。
- 2 「略]

(医師支援推進監)

- 第5条 医師支援推進室に医師支援推進監を置く。
- 2 医師支援推進監は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監 督し、室の事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき 、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代

理する。

(主任主査)

第6条 医師確保対策室には、必要に応じて、主任主査を置く ものとする。

2 「略]

(主杳)

第7条 医師確保対策室に主査を置く。

2 [略]

(主任)

第8条 医師確保対策室には、必要に応じて、主任を置くもの │第8条 医師支援推進室には、必要に応じて、主任を置くもの とする。

2 [略]

(副主幹及び技術副主幹)

第9条 医師確保対策室には、必要に応じて、副主幹又は技術 副主幹を置くものとする。

2 · 3 [略]

(主事)

第10条 医師確保対策室には、必要に応じて、主事を置くもの とする。

2 「略]

(代決)

第11条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の │第11条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の 区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者 が不在のときは 当該区分に従い第2順位者が代決する

が下住のとさは、国政区方に促い第2順位有が代表する。			
決裁権者	代決権者		
	第1順位者	第2順位者	
保健福祉部長	<u>室長</u>	当該事務を担当する	
		医師確保対策監	
医療局長	<u>室長</u>	当該事務を担当する	
		医師確保対策監	
医療局次長	室長	当該事務を担当する	
		医師確保対策監	
室長	当該事務を担当する		
	医師確保対策監		
医師確保対策	[略]		
<u>監</u>			

(専決)

第12条 医師確保対策室の分掌事務について、室長及び医師確 │第12条 医師支援推進室の分掌事務について、室長及び医師支 保対策監の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

理する。

(主任主査)

第6条 医師支援推進室には、必要に応じて、主任主査を置く ものとする。

2 「略]

(主杳)

第7条 医師支援推進室に主査を置く。

2 [略]

(主任)

とする。

2 [略]

(副主幹及び技術副主幹)

第9条 医師支援推進室には、必要に応じて、副主幹又は技術 副主幹を置くものとする。

2 • 3 [略]

(主事)

第10条 医師支援推進室には、必要に応じて、主事を置くもの とする。

2 「略]

(代決)

区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者 が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。

決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者
保健福祉部長	副部長	室長
医療局長	医療局次長	<u>室長</u>
医療局次長	室長	当該事務を担当する
		医師支援推進監
室長	当該事務を担当する	
	医師支援推進監	
医師支援推進	[略]	
<u>監</u>		

(専決)

接推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 医師確保の調整に関すること。
- (2) [略]
- (3) 医師確保対策監の休暇その他の服務及び職員の服務に関すること。
- (4) <u>医師確保対策監</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (5) <u>医師確保対策監</u>の旅行命令及び復命書の受理に関する こと。
- $(6)\sim(9)$ 「略]
- (10) 医師確保対策監の宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること(知事の権限に属する事務に限る。)。
- (11)~(14) [略]

医師確保対策監専決事項

- (1) 医師確保に係る事務の実施に関すること。
- (2)~(30) [略]
- 2 [略]

- (1) 医師の支援及び確保のための調整に関すること。
- (2) [略]
- (3) <u>医師支援推進監</u>の休暇その他の服務及び職員の服務に 関すること。
- (4) <u>医師支援推進監</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
 - (5) <u>医師支援推進監</u>の旅行命令及び復命書の受理に関する こと。
 - (6)~(9) 「略]
 - (10) <u>医師支援推進監</u>の宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること(知事の権限に属する事務に限る。)。
 - (11)~(14) [略]

医師支援推進監専決事項

- (1) 医師の支援及び確保に係る事務の実施に関すること。
- (2)~(30) [略]
- 2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則・規程は、平成21年4月1日から施行する。